

令和5年5月2日

保護者 様

山武市教育委員会

令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃から本市の教育活動及び感染症対策にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となることから、各学校の対応については、下記のとおりとしますので、引き続きご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 家庭と連携した取組

#### (1) 家庭と学校が連携した児童生徒の健康管理

- ①児童生徒の体温を毎日チェックし、学校に提出するといった取組は不要とします。  
学校によって、水泳やマラソン等の学習の際に児童生徒の健康状態を把握するため検温を行う際は、ご協力願います。
- ②学校では児童生徒にマスク着用を求めないことを基本とします。
- ③学校で、お子様に発熱、体調不良等の症状が見られた場合には、速やかに保護者へ連絡し、受診や自宅療養のための対応を行います。ご家庭では、体調不良の時には無理をさせない（登校させない）ことや、早退時の対応についてご協力をお願いします。

#### (2) 出欠席の扱い

- ①感染症の発症の翌日から5日間（5日経過後も症状がある場合は、症状がなくなっ  
てから24時間）は、外出を控えてください。（その間は、出席停止となります。）  
コロナではない発熱やかぜ症状での休みは、欠席扱いとなります。  
なお、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨  
します。
- ②感染症の不安を理由に学校を休ませたい場合は、基礎疾患があるなど、合理的な理  
由があると判断できる場合は、出席停止の扱いとすることも可能ですので、まずは、  
学校にご相談してください。

#### (3) 濃厚接触者としての扱い

濃厚接触者という考えがなくなりますので、家族内で陽性の方がいても、本人に  
症状がなければ、登校させてもらって構いません。その際、家族内の陽性者の方が  
発症後から7日目までは、お子様にマスク着用をすすめるなどのご配慮をお願いし  
ます。

## 2 学校内での取組

### (1) 児童生徒への指導

手洗いの励行、咳エチケット、抵抗力を高めることが重要であること等、感染予防についての指導を行います。

### (2) 教育活動中の配慮

#### ①手洗いの励行

・移動を伴った授業や活動の後、実験や作業等の授業後、体育・保健体育の授業後、給食時には、児童生徒に手洗いを指導します。

#### ②3密（密集・密接・密閉）の重なり回避と密をできるだけ避けるための工夫

・授業中は気候上可能な限り教室の窓と廊下側など、2方向の窓（やドア）を同時に開けて行き、常時換気に努めます。授業終了後は窓や入口を全開にするなど、十分な換気に努めます。

#### ③給食時間の対応

・配膳時には給食当番にマスクを着用させ、教職員も加わり指導を行います。食事の際は児童生徒間の一定の距離を確保する等、感染対策に努めます。

#### ④部活動の対応

・開始前、活動中、終了後の健康観察を十分に行う他、活動中はもちろん着替えや準備運動、指示を受ける場面等においても3密が重なる状況を避けるように配慮します。

⑤登下校時の通学バスでは、マスク着用は個人の判断とします。ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などでは、マスクの着用を推奨します。

### (3) 地域や学校において感染が流行している場合の一時的対策

①「近距離」、「多面」、「大声」での発声や会話を控えること。

②児童生徒間 وبينに触れ合わない程度の身体的距離を確保することなどの対策を講じることがあります。

国や県からの通知内容が変更になった場合は、市の対応も変更しますので、改めてお知らせいたします。